

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第274号)

平成15年9月29日

横情審答申第274号

平成15年9月29日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮詢について（答申）

平成14年8月30日都筑地振第65号による次の諮詢について、別紙のとおり答申します。

「(1)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（茅ヶ崎南MGC連合自治会）」、「(2)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（メゾンふじのき台自治会）」、「(3)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（港北ガーデンホームズ自治会）」及び「(4)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（クレストヒルズ自治会）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮詢

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（茅ヶ崎南MGC連合自治会）」、「(2)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（メゾンふじのき台自治会）」、「(3)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（港北ガーデンホームズ自治会）」及び「(4)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（クレストヒルズ自治会）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（茅ヶ崎南MGC連合自治会）」「(2)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（メゾンふじのき台自治会）」「(3)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（港北ガーデンホームズ自治会）」及び「(4)平成11年度、12年度、13年度及び14年度自治会・町内会役員名簿（クレストヒルズ自治会）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年8月6日付で行った本件申立文書を一部開示とした決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書に記録された会長の住所・電話番号及び会長以外の役員の氏名・住所・電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号に該当する。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書の一部開示決定の取消しを求める。
- (2) 自分の関係している自治会・町内会であり、自治会費も納めているのだから、当然

知る権利がある。

- (3) 連合自治会の役員が、どこの自治会・町内会から選出されているかを知りたい。
- (4) 申立人は、自治会員（本件請求の対象である自治会の会員）であるが、同自治会は、加盟する MGC 連合自治会について求めても、規約、決算書、議事録等を一切明らかにしない。
- (5) 区役所も両自治会へ補助金等を支出しているにもかかわらず指導しない。
- (6) 所属する自治会の全てを知ることは、申立人の正当な権利である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、実施機関が自治会・町内会名簿の作成や役員との連絡の参考とするため、平成11年度から平成14年度の各年度当初に自治会・町内会から提出を受けた役員名簿のうち、申立人が本件請求で対象とした自治会・町内会に係るものであって、当該自治会・町内会の会長等役員の役職名、氏名、住所、電話番号が記録されている。

実施機関においては、毎年度当初に自治会・町内会名簿の作成や地域振興協力費の配付等のため、各自治会・町内会に現況届（会長名、世帯数、班数、掲示板数、広報物送付先）や状況調べ（予算・決算）等の提出を依頼する際、併せて役員名簿の提出も依頼している。

本件請求の対象となった自治会・町内会役員名簿は、メゾンふじのき台自治会、港北ガーデンホームズ自治会及びクレストヒルズ自治会並びに、これら3自治会から構成される地区連合町内会である茅ヶ崎南MGC連合自治会に係るものである。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、会長の住所・電話番号及び会長以外の役員の氏名・住所・電話番号について本号に該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書に記録された会長及び会長以外の役員の氏名・住所・電話番号については、いずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

ただし、本件申立文書の会長の氏名については、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として開示しているものである。

エ 上記ウで本号本文に該当するとした情報（会長の氏名は除く）については、いずれも本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ なお、会長の住所・電話番号及び会長以外の役員の氏名・住所・電話番号は、情報公開請求においては、個人情報保護の観点から、何人に対しても開示されるべき情報とは言えないが、地区連合町内会といった限定された区域においては、所属する組織の町内会・自治会組織の自主的な活動を通じて、当該区域の住民に周知されるべき情報である。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するため、一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年8月30日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年9月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年6月13日 (第13回第二部会)	・審議
平成15年6月27日 (第14回第二部会)	・審議
平成15年7月11日 (第15回第二部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年7月25日 (第16回第二部会)	・審議
平成15年8月8日 (第17回第二部会)	・審議
平成15年8月22日 (第18回第二部会)	・審議